

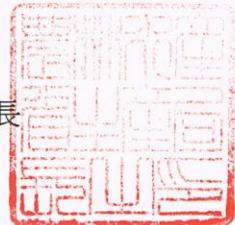
23消安第5339号
23生産第2300号
23水推第947号
平成24年2月3日

有機農業参入促進協議会会長 殿

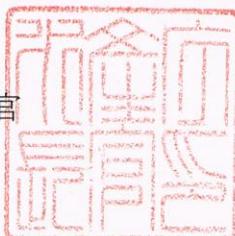
農林水産省消費・安全局長



生産局長



水産庁長官



放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて

このことにつきまして、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお願ひいたします。

写

23消安第5339号
23生産第2300号
23水推第947号
平成24年2月3日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長
生産局長
水産庁長官

放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて

- 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性セシウムを含む飼料の取扱いについては、食品衛生法上問題のない畜水産物の生産を確保する観点から、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「通知」という。）により、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めたところです。
- 2 今回、厚生労働省は、食品の新たな基準値を設定（平成24年4月1日施行予定）することとし、基準値の案を提示しました。
- 3 このため、食品の基準値が適用される際に、当該基準値を超えない牛乳や牛肉が生産されるよう、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を見直すこととして、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年2月3日から施行します。
畜産物の安全を確保するため、速やかに代替飼料を確保し、切替えを進めることがあります。
①乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）用飼料については、平成24年3月15日、
②乳用牛以外の牛用飼料については、平成24年3月31日までの期間は、飼料の切替えのためやむを得ない場合は、改正前の通知によることができるものとします。
- 4 つきましては、各都道府県の飼料の生産、流通及び消費の実態や牧草等の粗

飼料の放射性セシウムによる汚染状況を踏まえた上で、代替の牧草等の粗飼料への切替えを速やかに進め、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知の上、的確にご指導いただきますよう、よろしくお願ひいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。

- 5 なお、豚、家きん、養殖魚等用飼料の暫定許容値については、早急に国内で飼料から畜水産物への放射性セシウムの移行に関する試験などの知見を収集し、食品の新たな基準値の施行前に設定することとします。

放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定についての一部を改正する通知新旧対照表
 ○放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について(平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政
 産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知)
 (傍線の部分は改正部分)

	改	正	後	改	正	前
1. 暫定許容値の設定				1. 暫定許容値の設定	記	
(1) (略)				(1) (略)		
(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値				(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値		
① 馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値 300ベクレル/kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)				① 生、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値 300ベクレル/kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)		
飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値 (放射性セシウムについては、肉500ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。				飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値 (放射性セシウムについては、乳200ベクレル/kg、肉500ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。		
飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値 (放射性セシウムについては、肉500ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。				飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値 (放射性セシウムについては、乳200ベクレル/kg、肉500ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。		
② (略)				② (略)		
③ 牛用飼料中に含まれることが許容される最大値 100ベクレル/kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)				③ 牛用飼料中に含まれることが許容される最大値 100ベクレル/kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)		
飼料から畜産物への移行係数、食品の基準値の案 (放射性セシウムについては、乳50ベクレル/kg、一般食品100ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。				飼料から畜産物への移行係数、食品の基準値の案 (放射性セシウムについては、乳50ベクレル/kg、一般食品100ベクレル/kg) 及び飼料の給与量から算出。		
2. (略)				2. (略)		

飼料中の放射性セシウムに関する 暫定許容値が変わりました

牛用飼料1kgあたり → 100ベクレル

(これまでの牛用飼料の暫定許容値: 1kgあたり300ベクレル)

4月1日に食品の基準値が見直される予定です。
新基準値を超えない牛乳(1kgあたり50ベクレル※)や
牛肉(1kgあたり100ベクレル※)が生産されるよう、暫
定許容値以下の粗飼料を給与しましょう。



※現在検討中の基準値案

1. 新基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するため、できるだけ早く1kgあたり100ベクレル以下の牧草や稻わらなどの粗飼料へ切り替えていきましょう。

- これまで1kgあたり100ベクレルを上回る飼料を給与していた牛乳や牛肉中の放射性セシウム濃度を下げるためには、一定の期間がかかります。
- このため、できるだけ早く、1kgあたり100ベクレル以下の牧草等へ切り替えてください。(遅くとも搾乳牛は3月15日、搾乳牛以外は3月31日※まで)
※肉用出荷する際には飼い直しが必要となることがあります
- 牧草等が不足する場合は、輸入乾草などの代替飼料を農協などへ早めに注文してください。
- これまで利用してきた牧草等が今後も利用できるかどうかは、_____へお問い合わせください。



- 牧草等が利用できなくなったことによる損害(代替飼料の購入や牧草の処分経費など)は、東京電力に賠償請求することができます。
- 代替飼料を購入してから賠償金が支払われるまでの資金については、農協のつなぎ融資や国の支援事業が利用できます。
- 賠償請求の手続や資金の申込みなどについては、農協や_____へご相談ください。



裏へつづく

2. 飼料として利用できなくなった牧草等は、利用できるものと分けて保管してください。

- 1kgあたり100ベクレルを上回る牧草等のロールなどにマジックやスプレーで目印を付けるなど、1kgあたり100ベクレル以下のものとしっかり分けて保管しましょう。
- 1kgあたり8千ベクレル以下の牧草等は、一般廃棄物として埋却や焼却ができますし、生産されたほ場が明らかであれば、そのほ場へ還元することもできます。



3. 収穫される牧草が1kgあたり100ベクレルを上回ると予想される牧草地では、除染対策を進めていきましょう。

- 昨年の調査結果から、24年産牧草の放射性セシウム濃度が1kgあたり100ベクレルを上回ると予想される地域では、除染対策を積極的に進めましょう。
- 表土の削り取り、牧草地の反転や通常の耕起（草地更新）などの除染対策によって、牧草へ移行する放射性セシウムを大きく減らすことができます。
- また、春に牧草地を耕起して、デントコーンやスーダンなどに転換するのも良い方法です。
- 具体的な除染方法は、予想される牧草中の放射性セシウム濃度や牧草地の状態などを考慮して決める必要があります。
- 除染の費用は東京電力への賠償請求が基本になりますが、活用できる補助事業もありますので、_____へご相談ください。



相談窓口	担当係	電話

23生畜第2277号

平成24年2月3日

有機農業参入促進協議会会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

農産部穀物課長

平成23年産稻から生じる稻わらの取扱いに関する周知徹底について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知しましたので、御承知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお願ひします。

(写)

23生畜第2277号
平成24年2月3日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
農産部穀物課長

平成23年産稻から生じる稻わらの取扱いに関する周知徹底について

平成23年産稻から生じる稻わらについては、「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除について」(平成23年8月19日付け23生畜第1212号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)及び「平成23年産稻から生じるもみがら及び稻わらの取扱いについて」(平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号農林水産省生産局農産部穀物課長、農業環境対策課長、畜産部畜産振興課長及び消費・安全局農産安全管理課長連名通知)に基づいてモニタリング調査を実施し、用途毎の暫定許容値以下であることを確認した上で、飼料、土壤改良資材及び家畜用敷料に利用するようご指導いただいているところです。

平成23年12月16日に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉が冷温停止に至ったことが公表されたところであり、放射性物質の新たな拡散は抑制されていると考えられるものの、平成22年産であって、平成23年には場から収集された稻わらから高濃度の放射性セシウムが検出された事例が広範囲で報告された経過等を踏まえて、念のため、平成23年産稻から生じる稻わらのうち平成24年には場から収集する稻わら（以下「24年収集稻わら」という。）の利用、流通（以下「利用等」という。）についても慎重に対応することとします。

つきましては、貴局管内の下記1の各県に対して、下記のとおり対応いただくよう、貴職からご指導をお願いします。

なお、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会公表)では、農林水産物の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限等について、政府が本件事故に関して行う指示等に伴う損害は賠償の対象とされていますので併せて周知をお願いします。

記

- 1 本通知の対象となる県は、岩手、宮城、福島、栃木、茨城の5県（平成23年に「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」(平成24年2月3日付け23消安第5339号、23生畜第2300号、23水推第947号農林水産省消費・安全局長、生産局長及び水産庁長官連名通知)により改正される以前の飼料の暫定許容値を超える稻わらが生産された県）とする。

- 2 上記の5県においては、耕種農家、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対して、24年収集稻わらの飼料や土壤改良資材等としての利用等を自粛するよう要請すること。
- 3 上記5県内で生産された24年収集稻わらの飼料や土壤改良資材等としての利用等は、収集した稻わらの生産ロット毎（原則として、生産者毎）に個別に放射性セシウムの検査を実施し、飼料の新たな暫定許容値や土壤改良資材の暫定許容値等以下であることが確認された場合に限り、利用等の自粛を解除すること。
- 4 各県は、3により実施した24年収集稻わらの検査の状況を農政局に報告すること。

23生畜第2255号

23消安第5364号

平成24年2月3日

有機農業参入促進協議会会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知しましたので、御承知いただくとともに、貴団体傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお願いします。

(写)

23生畜第2255号
23消安第5364号
平成24年2月3日

東北農政局生産部長 殿
消費・安全部長 殿
関東農政局生産部長 殿
消費・安全部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について

今回、厚生労働省において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品中の放射性物質に関する新たな基準値（以下「食品の基準値」という。）の案が公表されたことに伴い、「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年2月3日付け23消安第5339号、23生畜第2300号、23水推第947号農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知。以下「2月3日通知」という。）により、牛用の飼料中の放射性セシウムの許容値を見直し、新たな暫定許容値（以下「新暫定許容値」という。）を公表したところです。

食品の基準値が、平成24年4月1日に施行されることが見込まれておりますが、食品の基準値を上回る放射性物質に汚染された畜産物が生産されることを防ぐためには、科学的根拠に基づき食品の基準値に対応した安全な飼料の給与や適切な飼養管理の指導徹底等を速やかに進めていく必要があります。

つきましては、新暫定許容値に適合した飼養管理、除染対策の推進及び平成24年産永年生牧草の安全確保等について下記のとおり取りまとめましたので、貴局管内の各都県に対し、本通知に基づく対応を実施するとともに、生産者への指導を徹底するよう周知方よろしくお願ひいたします。

記

1. 新暫定許容値の考え方

牛用飼料に対する放射性セシウムの新暫定許容値は、食品の基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いか判断する目安である。この目安は、食品の基準値、一般的な飼料の給与量及び移行係数を活用して算出した。

なお、家畜は水、空気、土壤（粗飼料に付着する土を含む。）、敷料、野

草、屋外に放置された飼料等、様々なものから放射性セシウムを摂取する可能性がある。

このため、新暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水、土壤等からの放射性セシウムの摂取ができるだけ抑えるように、飼料の保管、家畜の飲用水や飼育場所等にも注意する。

2. 新暫定許容値に適合した飼養管理

(1) 粗飼料の切替え

新暫定許容値は、2月3日通知の発出後直ちに適用し、新暫定許容値以下の飼料への切替えを速やかに進めることとするが、代替飼料の確保上やむを得ない場合を考慮し、以下のとおり対応することとする。

- ① 乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛であって、当面廃用牛としてと畜する予定のないものに限る。）については、放射性セシウムの生乳への移行を考慮し、代替飼料を速やかに確保し、平成24年3月15日までに、新暫定許容値以下の粗飼料への切替えを行う。
- ② 乳用牛以外の牛については、代替飼料を速やかに確保し、新暫定許容値以下の粗飼料への切替えを行うこととするが、(2)の対応が確実に行われると認められる場合に限り、平成24年3月31日までは、2月3日通知による改正前の暫定許容値によることができるものとする。
- ③ 平成23年産牧草のモニタリング調査の結果（平成23年産牧草のモニタリング調査の際に設定した地域毎に、当該地域で最後に実施した牧草モニタリング調査の日から1か月前までの間に実施したすべての牧草モニタリング調査の結果を平均した値をいう。以下同じ。）が新暫定許容値を上回る場合は、当該地域の牧草はすべて新暫定許容値を上回るものとみなし、飼料の切替えを進める。
- ④ ③に当たっては、畜産物の検査、文部科学省が実施した航空機モニタリング（以下「航空機モニタリング」という。）等の結果を踏まえ、収穫された牧草が新暫定許容値を上回ると予想される地域、又は最後に実施した平成23年牧草のモニタリング調査以降に牧草中の放射性セシウムの濃度が新暫定許容値以下となったと考えられる地域については、土壤中又は既に収穫した牧草中の放射性セシウム濃度等汚染状況に関するより詳細なデータを把握し、汚染の程度を考慮する。
- ⑤ 平成23年に生産された夏作飼料作物については、「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成23年8月19日付け23生畜第1212号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）によるモニタリング調査の結果に基づいて、飼料の切替えの必要性を判断する。
- ⑥ 今後、平成23年産稲から生じる稲わらを収集し利用する場合は、個別に調査を行う。詳細については、別途通知する。
- ⑦ 各都県は、畜産農家に対し、周知及び指導を徹底し、4の(2)①の

各県においては、周知及び指導の実施状況等を2月29日までに農政局へ報告する。

(2) 牛の出荷等に向けた飼養管理

平成24年4月1日以降において食品の基準値を上回る畜産物の生産及び出荷を防ぐため、肥育牛、育成牛、繁殖牛及び廃用牛であって、と畜場若しくは家畜市場への出荷又は家畜商等への販売・譲渡（以下「出荷等」という。）を予定している牛の飼養管理については、（1）により新暫定許容値以下の粗飼料への切替えを速やかに実施することとするが、畜産農家がこれまで新暫定許容値を上回る飼料を給与していた牛について、平成24年4月1日以降に出荷等を予定している場合は、各都県は、「飼料から牛肉への放射性物質の移行の考え方」（平成24年2月3日付け消費・安全局畜水産安全管理課事務連絡）に基づいて、地域の粗飼料において検出された放射性セシウムの濃度や粗飼料の給与量から当該牛の牛肉中の放射性セシウム濃度を推定する。

その結果、食品の基準値を上回ると見込まれる場合は、輸入粗飼料、放射性物質に汚染されていない地域で生産された粗飼料等、新暫定許容値以下の粗飼料を給与し、水や土等からの放射性セシウムの摂取もあることに留意しながら計画的な飼養管理を行い、食品の基準値以下になると考えられるようになるまで、出荷等をしないこととする。特に廃用を予定している牛のうち、乳用牛にあっては最終分娩後、繁殖牛にあっては最終妊娠期間中において、放射性物質を含まない粗飼料を給与するよう徹底する。

なお、牛肉中の放射性セシウムの濃度が食品の基準値以下とならないと考えられるうちに販売・譲渡する場合は、推定の結果から食品の基準値を十分に下回ると考えられる期間、適切に飼養を継続する必要があることを購買者に伝達し、了解を得た上で行う。

(3) 新暫定許容値を上回る飼料の適切な管理

新暫定許容値を上回る飼料が誤って給与されることがないよう、放射性セシウム濃度の調査結果が新暫定許容値を上回った牧草、稻わら及び夏作飼料作物（以下「飼料作物」という。）については、確実に区分して保管する。

(4) 新暫定許容値を上回る飼料の処分

（3）に基づき区分して保管している飼料作物のうち、放射性セシウム濃度が8,000 Bq/kg以下であって、暫定許容値の見直しによって給与不可となったものについては、「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稻わらの管理について」（平成23年8月19日付け23生畜第1208号生産局畜産部畜産振興課長通知）の3を参考に、一般廃棄物として埋却、焼却等により処分する。ただし、生産されたほ場が明らかなものについては、当該ほ

場に還元施用することができる。

なお、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）に基づき現物で8,000 Bq/kgを超過する飼料作物の処理する場合等については、別途通知する。

3. 除染対策の推進

(1) 永年生牧草に関する対応

① 平成23年産牧草のモニタリング調査の結果、今後収穫される牧草が新暫定許容値を上回ると予想される牧草地（採草地及び放牧地をいう。以下同じ。）は、勾配や土性等農地の状態を考慮しつつ、表土の削り取り、反転耕、耕起等の除染対策を進める。

その際、航空機モニタリングの結果や土壤中又は既に収穫した牧草中の放射性セシウム濃度等汚染状況に関するより詳細なデータが得られる場合は、当該データを参考にする。

② 特に、土壤中の放射性セシウム濃度が5,000 Bq/kgを上回る牧草地については、「農地土壤の放射性物質除去技術（除染技術）について」（平成23年9月14日農林水産技術会議事務局公表）を参照し、表土の削り取り、反転耕等を実施することが望ましい。

③ 除染対策の実施が技術的に困難な場合は、当分の間、牧草地として利用しないこととする。

(2) 平成24年産夏作飼料作物に関する対応

平成24年産夏作飼料作物については、各都県の施肥基準を参考にして施肥を実施するとともに、当該県の昨年のモニタリング調査の結果を参考にして十分に耕起した上で播種、栽培を行う。

なお、平成24年産夏作飼料作物のモニタリング調査の方法については、別途通知する。

4. 平成24年産永年生牧草の安全確保

(1) 基本的考え方

① (2) の調査対象県においては、各県は、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対して、③により判断されるまでは、平成24年産牧草の飼料としての流通・利用を自粛するよう要請することとする。

② 調査対象県においては、(2) ②から⑥までに示す手順に基づいて、各県は、当該県を複数の調査地域に区分し、各調査地域内において原則5点以上の調査地点を設定し、各調査地点において永年生牧草の放射性セシウム濃度を測定するものとする。

③ 各県は、②で得られた放射性物質の濃度を、新暫定許容値と比較し、

(2) ⑥に示した方法に基づいて、各調査地域毎に自粛の解除を判断する。

(2) 永年生牧草の調査の手順及び流通・利用の自粛解除の方法等

① 調査対象県

平成23年牧草のモニタリング調査において、新暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出された地域を有する県。(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉及び千葉)

② 調査地域の設定

ア 平成23年産牧草のモニタリング調査の結果が新暫定許容値を上回った地域においては、各県は、当該地域をより細分化して調査地域を設定する。(原則として、旧市町村毎に設定する。)

なお、これまで得られた畜産物の検査結果、航空機モニタリングの結果、土壤中又は既に収穫した牧草中の放射性セシウム濃度等に基づいて必要があると認められる場合は旧市町村よりさらに細かい地域(大字等)を設定することができる。

イ 平成23年産牧草のモニタリング調査の結果、新暫定許容値の1/2以上の放射性物質が検出されなかった地域においては、各県は、調査を行わないことができる。

ウ 各県内でア及びイ以外の地域においては、各県は、当該地域内を3か所以上に区分して、調査地域を設定する。

エ なお、平成23年産牧草のモニタリング調査の結果等から24年産の永年生牧草の調査結果が新暫定許容値を上回ることが明らかな場合は、各県は、飼料としての流通・利用を自粛するよう要請した上で、調査を行わないことができる。

③ 調査地点

調査地点は、原則として1つの調査地域当たり5点以上設定する。調査地点を設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、調査地域内において特に放射性セシウムの濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努めるものとする。

④ 調査時期

調査時期は、収穫適期の一週間前以降を目安として実施する。

⑤ 採材及び放射性物質濃度の測定の方法

永年生牧草の採材及び放射性物質濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」(平成23年8月3日付け23消安第2489号消費・安全局畜水産安全管理課長通知)に則って行う。

⑥ 流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下の通りとする。

ア 調査地域内の全ての調査地点における調査結果が新暫定許容値以

下となった場合は、各県は、当該調査地域の永年生牧草について、流通・利用の自粛を解除することができる。

イ 調査地域内の調査地点のうち、一部の調査地点における調査結果が新暫定許容値を上回った調査地域については、各県は、当該調査地域を更に細分化し、細分化された地域（以下「細分化地域」という。）毎に、原則として5点以上の調査地点を新たに設け調査を行い、当該細分化地域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。ただし、調査の結果、新暫定許容値を上回らないことが確認されている細分化地域については、改めて調査を行わずに、流通・利用の自粛を解除することができる。

なお、一部の調査地点における調査結果が新暫定許容値を上回った場合に、調査の対象地域を更に細分化し、調査を繰り返し行うことができる。

ウ ②イの場合は、流通・利用の自粛を行わない。

（3）除染対策実施済の牧草地の取扱い

（1）の規定にかかわらず、除染対策が適切に実施されたと県が判断した牧草地については、利用自粛の対象としないことができる。ただし、除染対策実施済の牧草地とそうでない牧草地を区別して管理する。

なお、その際は、県が当該除染対策の効果を測定等によって確認し、県が取りまとめた都度、農政局へ報告すること。